

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収の承諾		
根拠法令及び条項	共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する 取扱要綱第4条、第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する取扱要綱 第2条、第7条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	昭和53年 9月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成24年11月1日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(請求があった日の翌日から起算して6ヶ月～1年間) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 1月16日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する取扱要綱

(適用範囲)

第2条 この要綱は、直結直圧若しくは直結増圧による給水（以下「直結給水」という。）又は受水槽以下の装置により給水を受ける共同住宅のうち、「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収」に関する契約（以下「各戸検針契約」という。）を締結した共同住宅（以下「各戸検針共同住宅」という。）に適用する。

- 2 各戸検針制度は、共同住宅の全体を同一給水装置により直接給水を受けるもの、又は同一給水装置と連結された同一受水槽若しくは同一と見なすことができる受水槽以下の装置により給水を受けるものを対象とする一括適用とし、部分適用は認めないものとする。
- 3 前項に規定する各戸検針共同住宅は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。
 - (1) 建物に設置する各戸（子）メーターのうち共用栓、直結増圧給水装置（以下「増圧装置」という。）に設けるチェック用散水栓及び消火栓を除き、住宅部分の個数が6割以上であること。
 - (2) 各戸使用者（居住者）の全員が各戸検針制度適用に同意又は同意していると認められること。ただし、連合専用からの切替えの場合には、各戸使用者（居住者）の同意書の提出により同意していること。
 - (3) 各戸検針制度適用の事前協議がなされ、かつ、「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収」に関する申請書類（以下「申請書類」という。）の内容が適合していること。ただし、那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要ないと認めるものについては事前協議は行わない。
 - (4) メーターの検針及び水道料金等の徴収に関して、各戸単位の取扱いに支障がなく、かつ、直結給水及び受水槽以下の装置が別表第1又は別表第2の設置基準に適合していること。
 - (5) 既設の連合専用給水装置を使用している共同住宅等から、各戸検針共同住宅へ切替えの場合には、既に発生している水道料金等の精算がなされていること。
 - (6) 各戸の玄関又は管理者が指定する場所に、水道番号標を貼り付けること。

(各戸（子）メーターの設置基準)

第7条 各戸検針共同住宅の給水装置又は受水槽以下の装置に取りつけるメーター（以下「各戸（子）メーター」という。）は、直読式メーター又は遠隔測定式メーターのいずれかの同一器種でなければならない。

- 2 給水装置所有者等は、管理者が指定する各戸（子）メーターを各戸の屋外に各戸ごと、管理者が認める場所に設置しなければならない。
- 3 各戸（子）メーターは、別表第1又は別表第2に定める設置基準に適合していなければならない。

別表第1

直読式各戸（子）メーター等設置基準

- 1 直読式各戸（子）メーター（以下「直読式各戸（子）メーター」という。）は、計量関係法令等に適合し、管理者が指定し、かつ、上下水道局の設置検査に合格したもので、次の各号によるものでなければならない。
 - (1) 直読式各戸（子）メーターは、その器差成績表に基づき承認する。
 - (2) 局承認各戸（子）メーター番号（以下「各戸（子）メーター番号」という。）は、口径別の一連番号とし、9000001からはじまり、申請受付時に管理者が通知し、各戸検針契約締結により承認されたものとする。なお、連合専用から各戸検針への切換えの場合については、申請書類の内容が適合したときに通知するものとする。また、各戸（子）メーター番号の通知を受けた後、各戸検針契約締結に至らなかったときには、通知済の各戸（子）メーター番号を指定の書類により速やかに管理者に返却しなければならない。
 - (3) 直読式各戸（子）メーターの外表面は、緑色で塗装されたものとする。
- 2 直読式各戸（子）メーターの設置場所は、各戸使用者（居住者）が不在の場合でも容易に検針、開閉栓作業及びメーター取替えができる場所とし、漏水により階下等に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置が施されているところであること。
- 3 メーター口径は、直読式各戸（子）メーター以降の給水管と同径のものを使用して、水平に設置すること。
- 4 直読式各戸（子）メーターと他の配管等が近接する場合は、10 cm以上の間隔を設けること。
- 5 直読式各戸（子）メーターボックスの標準寸法は「各戸検針（子）メーター設置要領マニュアル」のとおりとする。
- 6 止水栓は、管理者が指定した鍵付き伸縮止水栓を直読式各戸（子）メーターの上流側に近接して、開閉栓作業に支障がないように設置すること。
- 7 止水栓及び直読式各戸（子）メーター前後の配管は、メーターの性能、検針、開閉栓作業及びメーター取替え等に支障がないようにすること。
- 8 直読式各戸（子）メーター2次側の配管及び給水設備が各戸単位になっていること。
- 9 増圧装置及びそれ以外の給水装置、並びに配水管水圧による直接給水においては、上下水道局工事標準仕様書、直結増圧給水装置取扱要綱その他関係基準に基づいて施工されていること。
- 10 この基準に定めるもののほか、受水槽以下の装置の構造及び材質は、水道法施行令及び那覇市水道事業給水装置の構造及び基準に関する規程に準ずるものとする。

別表第2

遠隔測定式各戸（子）メーター設置基準

- 1 遠隔測定式各戸（子）メーター（以下「遠隔測定式各戸（子）メーター」という。）設置の共同住宅の設計及び工事施工にあたっては、事前に図面等を提出し、当局の係員と協

議しなければならない。

この場合における図面等は、次の各号によるものとする。

- (1) 遠隔測定式各戸（子）メーター設置詳細図
メーターボックス又はパイプスペースにおける遠隔測定式各戸（子）メーター設置状況の詳細を記入した平面図及び側面図
- (2) 集中検針盤配置図
集中検針盤の設置位置を記入し、平面図及び側面図で作成する。
- (3) 集中検針盤の呼出装置配列図
集中検針盤における遠隔測定式各戸（子）メーター呼出しの配列を記入する。
- (4) 遠隔測定式各戸（子）メーターから集中検針盤までの伝送線の配線を平面図及び展開図で作成する。
- 2 集中検針方式の装置は3芯又は5芯の伝送線により接続するものとする。(標準図 1、2、3参照)
- 3 遠隔測定式各戸（子）メーターは計量関係法令等に適合し、管理者が指定し、かつ、上下水道局の設置検査に合格したもので次の各号によるものでなければならない。
 - (1) 遠隔測定式各戸（子）メーターは、その器差成績表に基づき承認する。
 - (2) 局承認各戸（子）メーター番号は、口径別に一連番号とし、8000001からはじまり、申請受付時に管理者が通知し、各戸検針契約締結により承認されたものとする。
なお、連合専用から各戸検針への切換えの場合については、申請書類の内容が適合したときに通知するものとする。また、各戸（子）メーター番号の通知を受けた後、各戸検針契約締結に至らなかったときには、通知済の各戸（子）メーター番号を指定の書類により速やかに管理者に返却しなければならない。
 - (3) 遠隔測定式各戸（子）メーターの外表面は、緑色で塗装されたものとする。
- 4 遠隔測定式各戸（子）メーターの設置場所は、直射日光、降雨のあたる場所、塵埃の多い場所並びに有毒ガスの発生する場所は避け、各戸使用者（居住者）が不在の場合でも容易に検針、開閉栓作業及びメーター取替えができる場所とし、漏水により階下等に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置が施されているところであること。
- 5 メーター口径は、遠隔測定式各戸（子）メーター以降の給水管と同径のものを使用して、水平に設置すること。
- 6 遠隔測定式各戸（子）メーターと他の配管等が近接する場合は、10 cm以上の間隔を設けること。
- 7 遠隔測定式各戸（子）メーターボックスの標準寸法は「各戸検針（子）メーター設置要領マニュアル」のとおりとする。
- 8 隔測式各戸（子）メーター2次側の配管及び給水設備が各戸単位になっていること。
- 9 止水栓は、管理者が指定した鍵付き伸縮止水栓を遠隔測定式各戸（子）メーターの上流側に近接して、開閉栓作業に支障がないように設置すること。
- 10 止水栓及び遠隔測定式各戸（子）メーター前後の配管は、メーターの性能、検針、開閉

栓作業及びメーター取替え等に支障がないようにすること。

- 11 集中検針盤の設置は、次の各号によるものとする。
 - (1) 集中検針盤は、原則として共同住宅の1棟に対して1箇所に集中設置すること。
 - (2) 集中検針盤の設置位置は、直射日光、降雨のあたる場所、塵埃の多い場所並びに有毒ガスの発生する場所は避け、将来の維持管理及び検針に適する場所を選定すること。
- 12 集中検針盤は原則として、郵便受箱と同階に設置すること。
- 13 増圧装置及びそれ以外の給水装置、並びに配水管水圧による直接給水においては、上下水道局工事標準仕様書、直結増圧給水装置取扱要綱その他関係基準に基づいて施工されていること。
- 14 この基準に定めるもののほか、受水槽以下の装置の構造及び材質は、水道法施行令及び那覇市水道事業給水装置の構造及び基準に関する規程に準ずるものとする。